

リビア国有化事件

川 肇 繁 雄

当事者 ブリティッシュ・ペトロリアム・エクスプローラーション会社（リビア）／リビア政府

裁判所 仲裁裁判所

仲裁裁定 一九七三年一〇月一〇日

当事者 テキサコ・オーヴァシーズ石油会社、カリフォルニア・アジアティック石油会社／リビア政府

裁判所 仲裁裁判所

仲裁裁定（本案） 一九七七年一月十九日

当事者 リビアン・アメリカン石油会社（リアムコ）／リビア政府

裁判所 仲裁裁判所

仲裁裁定 一九七七年四月一一日

出典 53 Int. L. R. (1979), 297; 53 Int. L. R. (1979), 389; 62 Int. L. R. (1982), 141.

【事実】

一九七一年一二月七日、リビア政府はイギリスがイランによるペルシャ湾口の小島など二島の軍事占領

を阻止しなかつたことに対する報復として国有化法を制定し、イギリスの公開会社ブリティッシュ・ペトロリアム会社の完全子会社であるブリティッシュ・ペトロリアム・エクスプローレーション会社（ビー・ピー）の資産と権益を完全国有化した。しかし、ビー・ピーは一九六〇年アメリカ市民ハントよりコンセッション六五の二分の一の不可分の利益を取得し、五〇年間リビアにおいて石油を探査、採掘、販売する排他的な権利を付与されていた。したがつて、ビー・ピーはこの国有化法がコンセッション協定の基本的な義務違反であるのみならず、恣意的かつ差別的であつて国際法違反を構成すると主張して、同協定第二八条の仲裁裁判条項に基づき紛争を仲裁裁判に付託することを提案した。しかし、リビア政府は国有化の権利が国家の絶対的な権利であると反論して、仲裁手続の開始を拒絶した。その結果、一九七二年四月二八日、国際司法裁判所長はビー・ピーの要請により、協定第二八条の規定に基づいて紛争を審理決定するために、西スウェーデン控訴裁判所長グンナル・ラーゲルグレンを単独仲裁裁判人として指名した。

その後、世界原油需給の逼迫化を背景として、リビア政府は国営会社リビアン・ナショナル石油会社を通じて外国石油会社の一定資本を取得することによつて石油産業の経営と開発と生産に実質的に参加する方針を策定した。そして、リビア政府は最終的な決定権を確保するために石油コンセッションへの五一パーセントの即時資本参加と純簿価に基づく補償の支払いをめぐつて外国石油会社との間に交渉を開始した。しかし、外国の大手石油会社はリビア政府の国有化や生産削減の警告にもかかわらずこの参加条件の受諾を拒否した。一九七三年九月一日、リビア政府は一方的な立法措置によつてテキサコ・オーヴァシーズ石油会社（トップ）、カリフォルニア・アジアティック石油会社（カラジアティック）、リビアン・アメリカン石油会社（リアムコ）など外国石油会社九社の財産と権利ならびに資産の五一パーセントを国有化した。トップとカラジアティックはリビア政府に対しても

ンセッショノ協定第二八条の仲裁裁判条項に従つて問題を仲裁裁判に付託することを提案した。しかし、リビア政府は国有化が国家の主権行為であり、国有化国以外の裁判所によつて裁判されうる性格のものではないなどと主張し、仲裁手続に参加することを拒否した。翌年二月一一日、リビア政府はアメリカのワシントンにおける石油消費国會議の開催に抗議して、アメリカの前記石油会社三社の財産と権利ならびに資産を完全国有化するに至つた。リアムコはこの国有化措置が政治的な動機に基づいており、差別的かつ没収的であることから国際法違反を構成すると主張して、協定第二八条に基づいて紛争を仲裁裁判に付託することを要請したが、リビア政府は補償が国有化法において規定されていることを根拠としてその要請を拒絶した。その結果、国際司法裁判所長は協定第二八条の規定に従つて紛争を審理決定するために、トップコとカラジアティックの要請に対してもニース大学法学部ルネ・ジャン・デュブュイ教授、そしてリアムコの要請に対してペイルートの法律顧問ソブヒ・マハマッサ二博士をそれぞれ単独仲裁裁判人として指名した。

リビア政府はいずれの仲裁手続にも参加しなかつたが、仲裁裁判所はそれぞれ欠席判決を言い渡した。

【判決要旨】 1 ピーピー仲裁裁定

(一) 原告会社の財産と権利ならびに利益の収用は政治的な目的のために行われ、恣意的かつ差別的であり国際法違反を構成する。さらに、国有化後も補償が支払われておらず、収用は没収的である。(二) 収用が完全に履行された場合、それは最終的なものであり、それを訴訟で争うことのできない、終局性ないしは不可争性(an act of finality)の行為である。いかなる国家もかかる行為を破棄して原状回復を与えることは認めていない。(三) 国際法と英米契約法に共通な条理原則によれば、国家がコンセッショノ協定を破棄し外国会社の資産を国有化した場合、所有者が国家に対しても協定の特定履行ないし契約上の権利の原状回復を請求する権利は認められていない

い。唯一の救済は損害賠償である。(四) コンセッション協定は国有化法によつて有効に終了し、仲裁裁判所の管轄権と原告会社の損害賠償請求権の基礎としてのみ効力を有する。(五) リビア石油法第一条は地下に埋蔵されている石油の所有権が国家に帰属する、と規定している。したがつて、国有化後に生産された石油の所有権に関する原告会社の請求権は認められない。(六) 原告会社はリビア政府の違法行為に対して損害賠償を請求する権利を有している。かかる損害賠償の性質と金額は本仲裁手続の第二段階において決定するものとする。

2 トピコニアジアティック仲裁裁定

(一) 当事者は仲裁裁判に適用される法を自由に選択することができる。当事者間に合意がない場合には、裁判所が仲裁裁判に適用される法または法体系を決定しなければならない。本件において、当事者の意思は仲裁裁判を国家主権から排除することにあつた。したがつて、本仲裁裁判は直接国際法によつて規律されなければならない。(二) 契約とは法的義務を設定するための当事者の意思の一致である。本件において、コンセッション協定は、形式上一応リビア政府と原告会社との間の意思の一致を表明しており、契約としての性質を有する。コンセッションの契約的性格は、国家実行と国際法学説によつても認められている。したがつて、本件において、コンセッション協定は眞の契約であると認めるのが相当である。(三) コンセッション協定の拘束力は協定に適用される法によつて決定される。本件の場合、協定はその第二八条により国際法に共通なリビアの国内法の諸原則によつて規律され、かかる一致が認められない場合には、法の一般原則によつて規律、解釈されなければならない。(四) その結果、本協定は国際法に基礎を有し、国際法上の拘束力を有する。国家と私人の契約が国際法秩序に位置づけられわゆる国際化された場合、私人は一定の範囲において国際的な能力を認められ、国際法主体として契約上の権利を援用することが認められる。(五) 行政契約がリビア法において特殊な契約類型として認

リビア国有化事件

められている。契約が行政契約としての性格を付与されるためには、公益のために契約を変更、解除する権限が行政機関に与えられていなければならない。本件において、協定はリビア政府が協定の契約上の権利を一方的に改廃することを禁止している。この安定化条項 (stabilization clause) は行政契約の重要な特徴である当事者の基本的な不平等性を否定するものである。(六) 国家の国有化の権利は今日確立した国際法上の原則である。国有化の権利は国家の領域主権の発現にほかならない。本件において、協定は国有化を禁止していない。しかし、協定が特定の条項によつて安定化されるか直接国際法によつて規律される場合、国家が国有化によつて協定を一方的に破棄することは認められない。(七) リビア法に共通な国際法原則によれば、現状回復が契約上の債務不履行に対する通常の制裁である。原状回復はそれが不可能な場合にのみ適用を除外される。したがつて、リビア政府は契約上の義務を特定履行しなければならない。

3 リアムコ仲裁裁定

(一) 石油コンセッション協定はいわゆる国際開発契約である。それは公益事業または天然資源開発のために国家が私人との間に締結するものであり、基本的には契約的性格を有する。(二) 国家は公共の必要性と完全な補償の支払いを条件として私有財産を収用することができる。(三) 一般的な意味において、財産権には有体財産と無体財産がある。協定上の権利は国際判例上無体財産として類別されている。合意尊重の原則は普通契約のみならずコンセッション協定にも適用される。協定は私人と国家を等しく拘束する。(四) 無差別の原則は国有化の合法性の条件として国際法の理論と実践において認められている。また、国有化の権利は補償の支払いを条件としている。この義務はリビア国有化法においても承認されている。(五) 天然資源を国有化する権利は主権的である。コンセッション上の権利の国有化はそれ自体差別的でなく、かつ他の違法行為を伴わない限り違法

とはみなされない。国家は協定の期間満了前の終了に對して補償を支払わなければならぬ。」(六) 原状回復(*restitutio in integrum*)は履行不能によつて適用を除外される。事実、履行不能は國際法において一般的である。リビア政府は国有化による契約解除に對して補償を支払わなければならぬ。この補償は最少限国有化された資産と施設を含む有体財産の価値としての「現実損害」(*dannum emergens*)を含むものでなければならない。しかし、コンセッションの権利としての無体財産に関する限り、補償額とその決定方式、ならびにその決定に「逸失利益」(*lucrum cessans*)が含まれなければならないか否かについての國際法原則は確立してゐない。(七) 従来、アメリカを中心とした國家実行において、「迅速、十分かつ実効的な」(prompt, adequate and effective)補償が取用に對して支払われなければならぬと主張された。しかし、「逸失利益」を含む「十分な」補償は今日絶対的な一般原則としては認められていない。また、「完全かつ事前の補償(full and prior compensation)」基準も学説上絶対的なものとはみなされておらず、「適切かつ衡平な(convenient and equitable)」補償がむしろ主張されてゐる。衡平はリビア法と國際法において補完的な法源として等しく認められてゐる。本件において、衡平を考慮し「衡平な補償(equitable compensation)」方式を採用するよりが妥当かつ正當であると認めるのが相當である。

【論点】(一) コンセッションの法的性格 コンセッションは廣義において一国の企業が他国の天然資源を開発するなどの目的で現地の政府と締結する契約を意味する。本件において、コンセッション協定はこの契約的性格を補強するために当事者の合意による場合を除いて協定を変更または破棄することは禁止していた。

(二) 国有化の要件 国有化の権利それ自体は争われていない。この点、トプコ＝カラジアティック仲裁裁判では、国連総会決議一八〇三(XVII)「天然資源に対する永久的主権」(一九六一・一一・一四採択)が国有化に關

する「共通の法的信念 (*opinio juris communis*)」を表明し慣習国際法を反映している、と判示している。従来、公益、無差別、補償の原則が国有化の合法性の要件として主張されてきたが、これらの原則がすべて国有化の合法性の要件とみるのが適当であるか否かは疑問である。リアムコ仲裁裁判は、無差別の原則が学説や国家実行において一般的に認められているが、公益の原則については国家が自由に公益のために必要であるか否かを決定しつまる」とから、国有化の合法性を決定する基準として認めるることはできない、と判示している。

(11) 安定化条項　国家がコンセッション協定を一方的に改廃しないことを保証するために国内法を協定の締結時点に凍結する安定化条項や、国家の主権的権限の行使による協定の一方的な破棄を禁止する不可変性条項 (intangibility clause) が協定に挿入されることがある。トップコ＝カラジアティック仲裁裁判は、この種の安定化条項に関する国際仲裁裁判史上はじめて、国家が国有化によるコンセッション協定の破棄に対して協定を特定履行しなければならないと判示したことは特に注目に値する。

(四) 補償　従来、補償が国際法上国有化の合法性の要件と考えられたが、国有化が領域主権に基づく適法行為であるとして、補償は国有化後の請求権の問題であるとする考え方が有力になつていて、また、補償の内容についても、「迅速、十分かつ実効的な」補償が国家実行と国際法学説において主張されてきたが、「天然資源に対する永久的主権」決議は、国有化の場合には国家が所有者に対して国内法と国際法に従つて「適当な補償 (appropriate compensation)」を支払わなければならない、と規定している。リアムコ仲裁裁判において、仲裁裁判所は「衡平な補償」原則を適用して、リビア政府に対してリアムコに総額七九八八万二六七七米ドルと五パーントの損失補償 (compensatory indemnity) を支払うよう裁定した。本件において、リビア政府はまず一九七四年一二月、ビームーとの間にカンセッション六五における利益の国有化から生じた全ての問題を完全かつ最終的に

解決するためビーピーに現金約一七四〇万ポンドを即時に支払い、ビーピーがリビア政府に対する全ての仲裁手続を取り下げることに合意した。次に、一九七七年九月、リビア政府はトプコとカラジアティックと協定を結び、それそれに約七六〇〇万米ドル相当の原油を一五カ月に亘って供給し、両社が国際仲裁手続を終了することに合意した。さらに、一九八一年三月リビア政府がリアムコとの間にも解決協定を締結して、事件は最終的に解決をみた。しかし、その詳細は公表されていない。

- 【参考文献】 川岸繁雄「リビア国有化事件」田畠茂二郎・太寿堂鼎編『ケースブック国際法(新版)』有信堂高文社(一九九七年)、同「開発協定と仲裁裁判」『国際法外交雑誌』第92巻2号(一九九三年)、位田隆一「開発の国際法における国有化紛争の解決—仲裁裁定の変遷からみた実効的解決の模索—」『法学論叢』第132巻4・5・6号(一九九三年)、中川淳司『資源国有化紛争の法過程』国際書院(一九九〇年)、川岸繁雄「リビアン・アメリカン石油会社事件」『神戸学院法学』第13巻1号(一九八一年)、同「ブリティッシュ・ペトロリアム・エクスプローラーション会社(リビア)事件」『神戸学院法学』第12巻4号(一九八一年)、多喜寛「石油コンセッション契約の国際化—リビア国有化事件仲裁判断」『法学』第43巻4号(一九八〇年)、川岸繁雄「リビア国有化事件仲裁判断」『神戸学院法学』第10巻1号(一九七九年)。

付記 本稿は筆者が田畠茂二郎他編『判例国際法』(東信堂、近刊)に分担執筆した原稿を基礎にしている。